

各都道府県

財政担当課

市町村担当課

地方創生担当課

新型コロナウイルス感染症対策担当課

御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱の改正等について

今般、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日付通知。以下「制度要綱」という。）を改正するとともに、その運用について下記のとおり定めましたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されるようお願いします。

都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いいたします。

記

1. 制度要綱の改正内容について（制度要綱第3・別紙関係）

(1) 交付対象となる地方単独事業の追加

今般、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）の本省繰越しに係る手続きが完了したことを受け、制度要綱を改正し、地方公共団体の令和3年度予算（当初予算及び補正予算）に計上され実施される事業及び地方公共団体の令和3年度予算に計上された予備費により実施される事業についても、交付対象となる地方単独事業に追加しました。

(2) 協力要請推進枠交付金等における緊急事態措置終了後の経過措置等の規定

改正前の制度要綱別紙において、令和3年1月7日に行われた緊急事態宣言における緊急事態措置を実施すべき期間後の協力要請推進枠交付金の取扱については別途定めるところですが、3月21日をもって緊急事態措置が終了したことに伴い、制度要綱別紙を改正し、緊急事態措置の終了に伴う経過措置等について規定しました（別紙の「3 協力要請推進枠交付金分」の対象期間Ⅲを参照）。

経過措置等の内容については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の緊急事態措置の終了に伴う経過措置等について」（令和3年3月

22日付事務連絡)でお知らせしたとおりです。

(3) 協力要請推進枠交付金における事業規模の区分に応じた協力金の支給

別紙の「3 協力要請推進枠交付金分」の対象期間Ⅱ及び対象期間Ⅲにおいては、各都道府県等が、事業規模の区分に応じて協力金を支給することが可能となるよう、対象者ごとに適用される上限額としての単価から、当該都道府県等内の「平均額」の上限として適用される単価となるよう、算式を変更しています。具体的には、当該期間に係る算式をご参照ください。

2. 協力要請推進枠交付金に係る限度額算定基礎資料の様式の改訂について

1 (3) で記載したとおり、事業規模の区分に応じた協力金の支給が可能となるよう、一定の期間における制度要綱別紙の算式の考え方を変更したことに伴い、限度額算定基礎資料の様式について、所要の改訂を行いました。今後の手続においては、本事務連絡別紙の様式を使用するようお願いします。

3. 臨時交付金を通じた地方創生の推進について

臨時交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業に対して自由度高く活用することが可能な財源であり、各地方公共団体におかれましては、これまで、臨時交付金を活用して、地域の実情に応じた様々な事業を実施いただいているところです。

今後、更なる地方創生の推進及び新型コロナウイルス感染症対策への理解の増進のため、臨時交付金を活用した地方単独事業及び協力金事業の実施に当たっては、その旨の広報にご協力いただくようお願いします。例えば、事業の案内パンフレットやHP等において「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業です」、「地方創生臨時交付金対象事業です」等を明示する方法によるご対応をお願いします。

<関係資料一覧>

別紙 限度額算定基礎資料 (改訂版)

別添1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱 (改正後)

別添2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱 (新旧対照)

(照会先)

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 佐藤・波賀野・上坂

直通 03 (5501) 1752

メール e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第2担当 松浦・高橋・石田・廣瀬・山野・鈴木・矢部

直通 03 (6257) 3086